

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : (株) ケイテック

業者の住所 : 大阪府大阪府中央区瓦町2-5-8 瓦町スクエアビル8F

2. 競争参加停止措置期間 : 2025 年 7 月 29 日 ~ 2025 年 9 月 28 日
(2ヶ月)

3. 事 実 概 要 :

株式会社ケイテックは、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。

(1) 株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社A・S・Pから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

(2) 株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社東技コーポレーションから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

(3) 株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社トーワ技研工業から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社ケイテックが建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1 ~ 1 1 略 1 2 近畿地区の地域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) 1 3 ~ 1 5 略	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内